



#### (2) 乗合バスの車内事故2

10月12日(土)午前11時5分頃、神奈川県において、同県に営業所を置く乗合バスが運行中、乗客1名(女性、70歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が脊髄圧迫骨折の重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスが乗客扱いを終え発進する際、車両後部の座席に移動していた当該乗客が着座しないうちに発進したため、バランスを崩し転倒した模様。

なお、当該乗合バスの運転者は発車の案内を行っていたが、着座を確認しないまま発進している模様。

#### (3) 乗合バスがオートバイの運転者を轢いた事故

10月13日(日)午前9時15分頃、神奈川県において、静岡県に営業所を置く乗合バスが乗客51名を乗せて運行中、オートバイの運転者を轢いた。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。

なお、当該乗合バスの乗客、乗務員にケガはなかった。

事故当時、当該オートバイが当該乗合バスの右側をすり抜けようとして転倒し、当該乗合バスの右後輪で轢かれた模様。

#### (4) 貸切バスと軽自動車衝突した事故

10月12日(土)午前6時20分頃、熊本県において、福岡県に営業所を置く貸切バスが空車で走行中、軽自動車と正面衝突した。

この事故により、当該軽自動車の乗員2名が死亡し、乗員1名と当該貸切バスの運転者の2名が重傷を負った。

事故当時、当該軽自動車は何らかの原因で、センターラインを越えて来たため、正面衝突した模様。

#### (5) タクシーが崖下に転落した事故

10月14日(月)午後4時30分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが乗客3名を乗せて運行中、約50メートル下の崖下に転落した。

この事故により、乗客3名が頭や足への打撲、運転者が頭などを切る軽傷を負った。

事故現場は、当該タクシーから見て左へ急なカーブと下り坂の狭い道路で、事故当時、当該タクシーが何らかの理由により道路を逸脱しガードレールを突き破り転落した模様。

#### (6) タクシーが路面電車と衝突した事故

10月16日(水)午後5時頃、北海道において 道内に営業所を置くタクシーが空車で走行中、路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はいない。

事故現場は、見通しのよい直線道路で当該道路の中央部が路面電車の軌道となっており、事故当時、当該タクシーが当該路面電車の存在を確認しないまま右折したため、衝突した模様。

(7) 大型タンクローリーが橋から転落した事故

10月15日(火)午前6時25分頃、愛知県において、同県に営業所を置く大型タンクローリーがLPG約10200キログラムを積載し走行中、橋の上から左側ガードレールを突き破り転落し、LPGが漏えいした。

この事故により、当該タンクローリーの運転者が死亡した。

事故現場は、片側1車線の緩やかな下りの右カーブで、約15メートル下の川に転落した模様。

(8) トラックと軽自動車衝突した事故

10月15日(火)午前6時30分頃、東京都において、都内に営業所を置くトラックが走行中、軽自動車と正面衝突した。

この事故により、当該軽自動車の助手席及び後部座席の乗員2名が死亡し、当該軽自動車の運転者と当該トラックの運転者が負傷した。

事故当時、当該軽自動車は何らかの原因でセンターラインを越えて、反対車線のトラックと衝突した模様。



【2. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月公表)を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は10月1日から施行、新処分基準は11月1日から施行されます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>



【3. 事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成25年7月1日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客31名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、側壁に衝突し、乗客3名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

## 記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。





公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月1日



**【8. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】**

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かりやすく掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

〔掲載マニュアル一覧〕

- ・ H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19年6月：SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



**【9. 平成25年度事故防止対策支援推進事業を実施します！】**

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成25年度における事故防止対策支援推進事業を以下のとおり実施することとしましたのでお知らせします。

1. 実施する補助事業

(1) 運行管理の高度化に対する支援

以下に掲げる機器の取得にかかる経費に対し補助を行います。

○デジタル式運行記録計

○映像記録型ドライブレコーダー

(2) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援





使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

